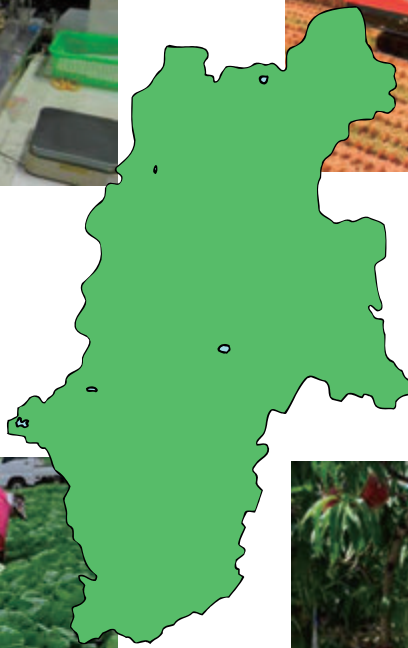


長野県適正農業規範 (改訂版)

～ “持続的な農業生産” に向けた、
食品安全、環境保全、労働安全のための指針～



長野県GAP推進会議

はじめに

長野県は、四季の変化に富んだ自然環境のもと、農業者のたゆみない努力により、全国有数の農業県として発展し、安全で質の高い農産物を生産しています。

近年、輸入農産物からの残留農薬の検出や、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する農産物からの放射性物質の検出、食品の偽装表示問題の発生などを契機に、消費者の食の安全・安心に対する関心がますます高まっています。

また本県においても、防除器具の洗浄不足などによる残留農薬基準値の超過、油や農薬の河川流出による水質汚濁事故、トラクターの転倒などによる農作業中の死亡事故等がいまなお発生しており、「農産物の質」だけでなく、「農業の質」が問われています。

このような状況の中、農業生産現場において農産物や労働の安全確保及び環境に配慮した持続的な農業生産につながるGAP（農業生産工程管理・適正な農業生産活動）の必要性が高まっており、国は、平成22年4月に策定した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に則した取組の産地への導入、さらに国際水準GAPの取組についても重点的に推進することとしているところです。

本県では平成20年6月に策定した「長野県GAP手法推進方針」をはじめ、「集荷施設の適正管理ガイド」、「長野県GAP基準」や「長野県適正農業規範」などの策定を行い、生産者団体等と連携しGAPの普及を図っています。

また、平成29年には「長野県GAP基準」について「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠するよう改定を行い、取組の高度化を推進しています。

「なぜGAPに取り組むのか」「適正な農業生産活動が出来ていなければ、どう改善すればよいのか」を示し、農業のあるべき姿をまとめた「適正農業規範」を農業指導者や生産者が活用していただき、より一層適正な農業生産活動が行われ、農産物の信頼性が高まることを期待いたします。

目次

○GAPとは

○本書の見方

1 食品安全のために

ほ場管理の確認と衛生管理

1 ほ場やその周辺環境、廃棄物、資材等からの汚染防止

農薬の使用

- 2 無登録農薬及びその疑いのある資材の使用禁止（法令上の義務）
- 3 防除器具等の十分な点検、使用後の十分な洗浄
- 4 農薬包装表示の確認、表示内容を守った使用（法令上の義務）
- 5 農薬散布時における周辺作物への影響の回避（法令上の義務）

水の使用

6 農産物を洗浄するための水の確認と、改善策の実施

肥料・培養液の使用

- 7 養液栽培における培養液の汚染防止対策の実施
- 8 完熟堆肥を使用し、微生物汚染や外来雑草種子を防止

カドミウム濃度の低減対策

9 水稻のカドミウム吸収抑制対策の実施

かび毒（DON・NIV）汚染の低減対策

10 麦類のDON・NIV汚染低減対策の実施

放射性物質汚染の対策

- 11.1 生産資材の放射性物質安全性の確認（きのこ）
- 11.2 生産資材の放射性物質安全性の確認（きのこ以外）
- 12 堆肥を自家製造する場合の安全性の確認

作業者と農産物の衛生管理

- 13 作業者の衛生管理の実施
- 14 手洗いやトイレ設備の確保と衛生管理の実施

機械・施設・容器等の衛生管理

- 15 農機具等の衛生的な保管、取扱、洗浄
- 16 施設の適切な内部構造の確保と衛生管理
- 17 安全で清潔な包装容器の使用

収穫後の農産物の管理

- 18 米穀、麦の清潔で衛生的な取扱い（法令上の義務）
- 19 貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施、パツリン対策
- 20 収穫・乾燥調製時の異品種・異種穀粒・異物混入防止
- 21 収穫・調製・選別時の汚染・異物混入防止

2 環境保全のために

農薬による環境負荷の低減対策

- 2 2 農薬の使用残が発生しないように散布液を調製
- 2 3 水田からの農薬流出を防止する対策の実施
- 2 4 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり
- 2 5 病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施
- 2 6 農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施
- 2 7 農薬散布時における周辺住民への影響回避
- 2 8 土壌くん蒸剤等使用時の揮散防止対策の実施

肥料による環境負荷の低減対策

- 2 9 土壌診断結果や施肥基準等に則した施肥の実施
- 3 0 水田代かき後の濁水流出防止対策の実施

土壌の管理

- 3 1 堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施
- 3 2 土壌侵食を軽減する対策の実施

廃棄物の適正な処理・利用

- 3 3 農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理（法令上の義務）
- 3 4 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避（法令上の義務）

エネルギーの節減対策

- 3 5 不必要・非効率なエネルギー消費の節減

特定外来生物の適正利用

- 3 6 セイヨウオオマルハナバチの飼養許可取得・適切な飼養（法令上の義務）

3 労働安全のために

危険作業等の把握

- 3 7 農業生産活動における危険な作業等の把握

農作業従事者の制限

- 3 8 危険を伴う作業の従事者などに対する制限

服装及び保護具の着用等

- 3 9 安全に作業を行うための服装や保護具の着用

作業環境への対応

- 4 0 農作業事故防止のための作業環境改善等の実施

機械等の導入・点検・整備・管理

- 4 1 機械、装置、器具等の安全確認、点検・整備

機械等の利用

- 4 2 機械、装置、器具等の適正な使用

農薬・燃料等の管理

- 4 3 農薬の適正な管理（法令上の義務を含む）
- 4 4 燃料・肥料等の適切な管理（法令上の義務を含む）

事故後の備え

- 4 5 事故後の農業生産継続に向けた保険加入（法令上の義務を含む）

4 農業生産工程管理の全般に係る取組

情報の記録・保管

- 4 6 ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存
- 4 7 農薬・肥料の使用内容を記録・確認し、保存
- 4 8 資材の購入伝票、保守管理記録等の保存
- 4 9 農産物の出荷に関する記録の保存
- 5 0 米穀等の取引記録の作成・保存、産地情報の伝達（法令上の義務）

特定の米穀についての保管・処理

- 5 1 用途限定米穀、食用不適米穀の適切な扱い（法令上の義務を含む）

技術・ノウハウ（知的財産）の保護

- 5 2 登録品種の適切な利用と技術等の保護活用（法令上の義務を含む）

生産工程管理の実施

- 5 3 G A P の効果的実践に向けた取り組みの実施

本書の利用にあたって

- 本書では、長野県G A P 基準に定める品目（米・麦・野菜・果樹・きのこ・花き）について、「食品安全」「環境保全」「労働安全」「農業生産活動における管理全般」の視点から、農業生産段階における遵守すべき法令やリスクについて整理しています。
- “花き”は食品ではありませんが、法令遵守や品質管理の観点から、「食品安全のために」の区分に掲載しています。

GAPとは

GAP (Good Agricultural Practice) は、「良い農業の実践」などと訳されますが、農林水産省では「農業生産工程管理」と表現しています。

具体的には、①食品安全、②環境保全、③労働安全、の視点から、農産物や労働の安全性の確保や環境の保全に向けて、適正な、より良い農業を実践していくことです。

ステップ1

長野県適正農業規範を活用し、食品安全、環境保全、労働安全に関わる法令や、農業生産活動が環境に負荷を与えていること、農作業のリスクについて認識し、なぜ適正な、より良い農業に取り組む必要があるのか、現在の農業生産活動をどのように改善すればよいのか理解する。

ステップ2

現状の農業生産活動が、「適正」なものとなっているか、長野県GAP基準・長野県GAP生産者確認表を活用して確認する。

ステップ3

確認の結果、「適正」でない部分について改善活動を実践する。

「できていない事項があるが、どう改善すればよいかわからない…」

「なぜ取り組まなければいけないかわからない…」

→長野県適正農業規範による必要性や改善方法の再確認や、指導機関に直接相談するなどして農業生産活動の改善を検討し、次回の作業に活かしていく。

- ・改善の積み重ねにより、より良い農業生産活動を目指しましょう。
- ・改善の取り組みを共有しながら、産地全体の信頼性を高めましょう。

【長野県適正農業規範】

「なぜGAPに取り組むのか」「適正な農業生産活動ができていなければ、どう改善すればよいのか」を示し、適正な農業のあるべき姿をまとめたものが「長野県適正農業規範」です。

規範の中では、適正な農業生産のために行うべき事項についての必要性、農業生産活動の改善方法に関する解説を行い、また関係法令などについても掲載しています。







【長野県GAP基準】

食品安全、環境保全、労働安全の視点から、農業生産活動が適正なものであるかどうか点検・確認するための判断基準となるもので、“米・麦・野菜・果樹・菌床きのこ・原木きのこ・花き”の7品目について定めています。

基準には、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」で示されている取組例を詳細に掲載しています。

本書の見方

※1該当分野 食：食品安全、環：環境保全、労：労働安全、管：管理全般の略

※2該当品目 ：米、：麦、：野菜、：果樹、：きのこ、：花きの略

農薬による環境負荷の低減対策

25	病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	食	環	労	管
-----------	------------------------------	---	---	---	---

取組事項

病害虫・雑草の防除は、被害が生じると判断される場合に行うことが基本です。病害虫などの発生状況を把握して防除の必要性を判断しましょう。

※2該当品目

各取組事項についてどのように取り組めばよいか、具体的内容や、理由・根拠・考え方を示してあります。

実践項目

<p>1. 病害虫防除の実施にあたっては、発生予察情報やほ場の観察から防除の実施を決定する。</p> <p>(1) ほ場内の観察、トラップや粘着板の設置により、病害虫の発生状況を把握し、防除適期を逃さないように注意しましょう。</p> <p>(2) 長野県病害虫防除所が発表する発生予察情報やJ A、農業改良普及センター等の指導機関から防除情報を入手し、防除タイミングを判断しましょう。</p>	
---	---



【○】 粘着板の設置による発生予察



【○】 肥料袋を再利用したトラップの例

黄色枠内には、より詳しく知りたい場合の参照先URLを掲載

●長野県病害虫防除所「病害虫発生予察情報」
<http://www.pref.nagano.lg.jp/bojo/joho/byogaichu/yosatsu.html>

写真出典：長野県

関連法令等

- 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」
(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
- 「総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について」
(平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知)